（第３片）

領　収　済　通　知　書

国庫金

第　　号

| | | |
|---|---|---|
| 年度 | 一般会計 | 内閣府主管 |
| 取扱庁名 | （番　号） | |
| 納付目的 | | |
| 納付金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 納付期限 | 年　月　日 | 上記の金額を領収しました。 |
| 納付場所 | 日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店 | （領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印） |
| 原票番号又は処理簿番号 | 年　号 | |

住所……

……

氏名……殿

あて先

（歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

処分番号　　年　　号

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11センチメートル、横21センチメートルとし３枚複写式とする。

2　住所氏名欄は、左端から２センチメートル、上端から0.9センチメートルを超える部分に縦4.5センチメートル、横８センチメートルの大きさで設けること。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を記入すること。

## ○経済産業省令第二十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項、第四項、第五項、第七項及び第八項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

### 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　原価等の算定等（第三条―第八条）
第三章　基準託送供給料金の設定等（第九条―第二十六条）
第四章　インバランス料金の設定（第二十七条―第二十九条）
第五章　届出料金の算定（第三十条・第三十一条）
第六章　離島供給に係る燃料費調整制度（第三十二条）
附則

#### 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号。第八条第一項及び第二項において「電源線省令」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「特定小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「基準託送供給料金」とは、法第十八条第一項の規定により定めようとし、又は変更しようとする託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定する料金（以下「託送供給等約款料金」という。）のうち、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介することに係るものをいう。

二　「インバランス料金」とは、託送供給等約款料金のうち、次に掲げるものをいう。

イ　一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ロ　一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が接続供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

ハ　一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が発電量調整供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価

三　「低圧需要」とは、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで電気の供給を受ける需要をいう。